

Information *from* MARUZEN-YUSHODO

20 世紀米国金融システムの改革 完結

US Financial System Reform & Social Governance

CD-R 版 In 7 Units

編集代表：井村 進哉（中央大学経済学部教授）

製作・出版：丸善株式会社/LexisNexis Academic & Library Solutions

全 7 ユニット完結

セット価格 ¥5,140,000（税抜）

本集成の特長

- ニューディール期からエンロン・ワールドコム破綻に至る米国金融システムの 70 年におよぶ制度改革史を米議会委員会資料で構成する。
- 銀行、証券、投資信託、保険、消費者信用の各種金融業務に関する規制の強化・緩和の歴史を体系的に証言。
- 金融システムの安定化を図る議会・政府、株主最優先の企業経営者、利潤追求の機関投資家らの行動とその社会的影響を実証する。
- 20 万ページを超える膨大な情報が簡易な CD 版で利用可能。

本集成の構成（価格はすべて税抜）

Unit 1：ニューディール期の経済力集中排除	¥700,000
Unit 2：戦後の株式所有、役員兼任関係調査	¥680,000
Unit 3：投資信託（投資家保護、市場規律の確立のための立法・調査）	¥810,000
Unit 4：エンロン・ワールドコム問題とコーポレートガバナンス	¥750,000
Unit 5：1980・90 年代の M&A とコーポレートガバナンス	¥820,000
Unit 6：アメリカ的金融統合（GLB 法）とガバナンス	¥680,000
Unit 7：金融自由化と利用者保護および金融排除の防止	¥700,000

 **MARUZEN-YUSHODO**

丸善雄松堂株式会社 学術情報ソリューション事業部 開発部 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町10-10
Tel: 03-3357-1449 Fax: 03-4335-9419 Email: archives@maruzen.co.jp <http://myrp.maruzen.co.jp/>

アメリカの金融制度改革は、日本から遅れること約2年、1999年11月のグラム・リーチ・ブライリー法の成立をもって一応の完了をみた。これにより金融機関は、持株会社を通じて銀行、証券、保険業務を兼営できることとなったが、同法の成立過程は、まさに20年にわたる種々の関連業界、労組、消費者団体、および地域社会を交えた利害調整の過程でもあった。また、このような利害調整過程は、アメリカの銀行・金融機関を中心とするコーポレートガバナンス(企業統治)のあり方を決める枠組みをも提供した。アメリカの企業統治は、株主価値の最大化を重視した企業経営のあり方の典型例として見なされてきたが、それはアメリカ社会の一面であり、それとは異なる価値基準を持つ、規制当局、労組、消費者団体、あるいは地域住民などによっても監視され、影響を受けてきた。実際、アメリカの議会における企業統治をめぐる議論を、議会における実質的審議の場のひとつであり、資料の宝庫でもある公聴会資料で探ってみると、法案提案者である議員のオープニングステートメントをはじめとして、関連政府部局の責任者、関連業界の代表者、労組、種々の消費者団体、グラスルーツ組織を含む市民団体、学者・研究者が、それぞれの理念と利害を明確に示した意見陳述がなされている。その意味でもアメリカの企業統治は、株主と周辺の利害関係者両面から見て、企業経営の透明性を確保し、同時に種々の利害関係を調整しようとする志向を持たざるを得ないのであり、それをもってはじめて社会としての秩序あるいは社会統治が維持されることになるのである。本資料集は、このような企業ガバナンスのあり方をめぐる議会における議論の多様性に着目して、銀行・金融機関における株主と経営者の関係にとどまらず、企業と資金提供者としての銀行・金融機関、機関投資家との関係、企業・金融機関と労働者・労組との関係、さらには企業、消費者、地域社会との関連を重視している。

全7ユニットのご案内

Unit 1 : ニューディール期の経済力集中排除

編集：井村進哉（中央大学）CD-R 7枚

アメリカのコーポレートガバナンス論の先駆をなす企業支配論に関連する戦間期の中心資料として、全国資源委員会（1939年）、臨時全国経済委員会（1938-41年）が実施した調査報告書、公聴会記録、モノグラフを収録している。1933年グラス＝スティーガル法に連なるペコラ委員会に続いて、経済力集中・利益集団の実態を調査したこれらの委員会は、具体的に立法措置を講じなかったが、後のアメリカ会社支配論の先駆者となるパーリー＝ミーンズやスウィージーの参画で知られ、両大戦間期の主要産業・企業の価格、賃金設定行動、主要企業の資産、利益集中度、金融機関との結びつき・役員兼任関係を分析し、利益集団を析出した包括的な資料となっている。

Unit 2 : 戦後の株式所有、役員兼任関係調査

編集 : 井村進哉 (中央大学) CD-R 7 枚

Soft Drink Interbrand Competition Act/Worker Adjustment and Retraining Notufucation Act/Antitrust Amendment Act of 1970 (Clayton Act Technical Amendment of 1993/Market Reform Act of 1990)

戦後におけるアメリカの企業支配論に影響を与えた議会資料は 1968 年のパットマン委員会報告にとどまらず、それ以前の銀行通貨委員会のチェイン・バンキング関連公聴会をはじめ、コングロマリット調査、SEC の機関投資家調査、メトカーフ委員会調査、リビコフ委員会調査に関連する公聴会、委員会レポートなども見逃すことはできない。本資料集は、必ずしも主要な立法に結びついてはいないが、1980 年代以降のコーポレートガバナンス論、1990 年市場改革法、独占禁止法改正に連なる過渡期の調査、議会審議を網羅する資料を収録している。

Unit 3 : 投資信託 (投資家保護、市場規律の確立のための立法・調査)

編集 : 三谷 進 (名城大学) CD-R 7 枚

National Securities Markets Improvement Act/Securities Act Amendments/Government Securities Act/Investment Company Act/Market reform act/Securities Investor Protection Act/Securities Exchange managed Account Restrictions Repeal/Securities Enforcement Remedies and Penny Stock Reform Act/Insider Trading and Securities Fraud Enforcement Act/Securities and Exchange Commission Authoization Act

本資料集は、ニューディール期から現在に至る金融制度改革の中で、投資信託の制度的な基盤がいかに形成され、それが金融市場にどのような影響を与えてきたのかを明らかにするものである。米国の投資信託に対する規制は、金融市場の発展とともに変化し、投資家保護や市場規律の確立においても重要な役割を果たしてきた。このように、この Unit 3 は、金融の自由化や国際化が進展する過程で、投資信託に対する監督や規制のあり方の変化や、それが米国社会に与えた影響などを中心に編集されている。

Unit 4 : エンロン・ワールドコム問題とコーポレートガバナンス

編集 : 井村進哉 (中央大学) CD-R 8 枚

2001 年暮れ以来の総合エネルギー会社エンロン破綻、長距離通信第 2 位のワールドコム破綻を契機に、わずか半年の間に企業経営者、会計士およびアナリストへの規制を盛り込んだ証券取引法等の改正法 (サーバンズ=オックスレー法) が成立した。本資料集は、同法の立法過程で、議会で取り上げられた両者の経営、財務スキャンダル、金融機関や会計士、アナリストの関与の実態と規制問題にかかわる議論を収録し、またその後の議会におけるレビューを収録している。90 年代のニューエコノミー時代の米国経済の好調、株価成長の背後に展開された金融スキャンダルと株主資本主義と呼ばれるアメリカ型コーポレートガバナンスのあり方との関係を問う上で不可欠の基礎資料である。

Unit 5 : 1980・90 年代の M&A とコーポレートガバナンス

編集：井村進哉（中央大学）CD-R 16枚

1980年代に吹き荒れたM&Aは、当時わが国でもピケンズなどの集団からの小糸製作所への買収攻勢事件などで話題になったが、米国史上、第4次企業合併運動とも呼べる壮大なものであり、わが国にコーポレートガバナンスという視角から企業経営問題を考える重要なきっかけを作った。本資料集では、80年代における審議を、公聴会資料を中心に収録している。80年代には、マネーゲームの性格ばかりではなく、株式公開買付（TOB）や敵対的買収の形を取ったM&Aが現れたことから、議会でも金融機関と企業、株主との利益相反問題など種々の事件が取り上げられ、アメリカ的な短期的経営志向、株主中心のガバナンスのあり方が集中的に議論された。このような審議は、大きな立法に、結びついたわけではないが、87年のブラックマンデーにおける株価暴落を受けた証券取引法上の規制改革を経て、90年の市場改革法に至る動きとなって現れている。

Unit 6：アメリカ的金融統合（GLB法）とガバナンス

編集：井村進哉（中央大学）CD-R 5枚

Gramm-Leach-Bliley Act

銀行が持株会社を通じて、証券、投資信託、および保険業務の兼営を認可された1999年のグラム・リーチ・ブライリー法の成立に関わる公聴会資料を、銀行と関連業界、労組、消費者団体、および地域組織の利害調整過程に焦点をあてて収録している。また、同法に盛り込まれた住宅金融、コミュニティ開発に関連する公的金融改革に関する審議資料も含めて、より広い銀行と社会との利害調整分析の枠組みを提供している。

Unit 7：金融自由化と利用者保護および金融排除の防止

編集：高月昭年（明海大学）CD-R 5枚

Consumer Credit Protection Act/Truth in Lending Act/Right to Financial Privacy Act/Home Mortgage Disclosure Act/Community Redevelopment Act

1960年代、米国では消費者信用が急速に拡大していったが、他方で貸出金利や手数料が不透明である、過剰債務や、苛酷な取り立てにより生活が破壊されるという問題が発生した。この問題を出発点に、金融消費者保護のために法制度が整備されていった。一方、人種差別に端を発する伝統的なレッドライニング問題に加え、1970年代以降の金融自由化の進展から、適切なサービスが受けられない個人や地域の存在がクローズアップされるようになった。1970年代後半以降、この問題への対応も進んだ。